



令和 7 年

第 4 回市議会（定例会）

議 案

（議第 7 2 号～議第 8 8 号）

荒 尾 市



## 令和 7 年 第 4 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 7 2 号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	1
議第 7 3 号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	5
議第 7 4 号	荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について	9
議第 7 5 号	荒尾市税条例の一部改正について	19
議第 7 6 号	荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	23
議第 7 7 号	荒尾市ウェルネス拠点施設条例の全部改正について	27
議第 7 8 号	荒尾市火入れに関する条例の一部改正について	37
議第 7 9 号	荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の一部改正について	41
議第 8 0 号	財産の処分について	45
議第 8 1 号	財産の取得について	47
議第 8 2 号	令和 7 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 3 号)	49
議第 8 3 号	令和 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	135
議第 8 4 号	令和 7 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	157
議第 8 5 号	令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	173
議第 8 6 号	令和 7 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	185
議第 8 7 号	令和 7 年度荒尾市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	197
議第 8 8 号	令和 7 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	205



荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部  
改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部  
を改正する条例

別紙添付

提案理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を据え置くものとして、所要の改正を行いたいからである。



荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部  
を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第2条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の172.5」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」に改める。

第4条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」を「、「100分の172.5」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の

172.5」に改める。

第6条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の172.5」を「100分の172.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例  
別紙添付

提案理由

市議会議員の期末手当を改定したいからである。



荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例

第1条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「、「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

第2条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定による報酬の内払とみなす。



荒尾市職員の給与に関する条例等の一部  
改正について

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する  
ものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、一般職の職員の給与等を改定したいからである。



荒尾市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第16条の2ただし書中「22,000円」を「23,500円」に改め、同条第1号中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第2号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条第3号中「2,200円」を「2,350円」に改める。

第16条の5第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「職員(」の次に「以下この項及び」を、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の60)」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5)」を加える。

第16条の8第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員に

あつては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
定年前	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
再任用	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
短時間	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
勤務職	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
員以外	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
の職員	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100

26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	

66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			

	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額						
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

(4) 前2号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなった職員に限る。）

第10条第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル

- ル未満である職員 42, 200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第10条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号に掲げる職員 5,000円を超えない範囲内で1月当たりの料金に相当する額として規則で定める額

第10条第5項中「及び」を「、」に改め、「特別料金等相当額」の次に「及び同項第4号に定める額」を加える。

第16条の5第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第16条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を「100分の61.25」に改める。

（荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「258, 100円」を「268, 300円」に、「308, 500円」を「316, 800円」に改める。

（荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第4条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「298, 548円」を「306, 580円」に、「14, 216円」を「14, 599円」に、「1, 895円」を「1, 946円」に改める。

第14条第1項第2号中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第14条の2第1項第2号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第5条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「1

00分の126.25」に改める。

第14条の2第1項第2号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後給与条例」という。）及び第4条の規定による改正後の荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「第4条改正後報酬等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第3条改正後給与条例及び第4条改正後報酬等条例の規定は、令和7年12月1日に荒尾市の会計年度任用職員として在職する者に限り、この条例の施行の日の属する年度における任期の初日から適用する。

(給与又は報酬の内払)

- 4 第1条改正後給与条例、第3条改正後給与条例又は第4条改正後報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第4条の規定による改正前の荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与、第3条改正後給与条例の規定による給与又は第4条改正後報酬等条例による報酬の内払とみなす。

荒尾市税条例の一部改正について

荒尾市税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

軽自動車税種別割の減免について、所要の改正を行いたいからである。



## 荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和２９年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第９０条第１項第１号中「で年齢１８歳未満のもの」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市税条例第９０条第１項第１号の規定は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和７年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部改正に  
ついて

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正  
に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市ウェルネス拠点施設条例の全部改正  
について

荒尾市ウェルネス拠点施設条例の全部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市ウェルネス拠点施設条例

別紙添付

提案理由

荒尾市ウェルネス拠点施設の開設に向け、施設の管理及び運営に関する事項について整理したいからである。



## 荒尾市ウェルネス拠点施設条例

荒尾市ウェルネス拠点施設条例（令和5年条例第31号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定管理者（第4条・第5条）
- 第3章 荒尾市地域活性化拠点施設（第6条—第16条）
- 第4章 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（第17条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （設置）

第1条 多世代の健康づくりと地域振興を図るとともに、子どもからお年寄りまで全ての人々が、心豊かに健康で快適に過ごせる環境の創出に資する拠点として、荒尾市ウェルネス拠点施設（以下「ウェルネス拠点施設」という。）を設置する。

##### （名称及び位置）

第2条 ウェルネス拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	荒尾市ウェルネス拠点施設
位置	荒尾市海陽町二丁目3番地1

##### （ウェルネス拠点施設の構成）

第3条 ウェルネス拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 荒尾市地域活性化拠点施設
- (2) 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設

#### 第2章 指定管理者

##### （指定管理者による管理）

第4条 ウェルネス拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、荒尾市保健・福祉・子育て支援施設における行政事務並びに保健、福祉及び子育て支援機能に係る事業は、市及び荒尾市社会福祉協議会が実施するものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ウェルネス拠点施設の利用の許可に関する業務
- (2) ウェルネス拠点施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 第7条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 第18条各号に掲げる事業に関する業務（市の直営事業及び荒尾市社会福祉協議会が実施する事業を除く。）
- (5) ウェルネス拠点施設の建物、設備等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がウェルネス拠点施設の管理及び運営に関し必要と認める業務

### 第3章 荒尾市地域活性化拠点施設

(目的)

第6条 荒尾市地域活性化拠点施設（以下「地域活性化施設」という。）は、道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により市民と来訪者との交流を促進するとともに、農産物等の地場産品の販売による地域産業の振興等を目的とする。

(事業)

第7条 地域活性化施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供その他利便性の向上に関すること。
- (2) 道路情報、観光情報、地域情報等の発信に関すること。
- (3) にぎわいの創出並びに市民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (4) 地元特産品、飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (5) 災害発生時における防災拠点としての被災者への支援に関すること。
- (6) 有明海沿岸地域における他の施設との連携の推進に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認めること。

(休館日、開館時間等)

第8条 地域活性化施設の休館日及び開館時間又は供用時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

(利用の許可)

第9条 地域活性化施設のうち別表第1に掲げる施設又は設備（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、有料施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、有料施設等の管理運営上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設等の利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可の条件又は指示に違反したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し

たとき。

(4) 利用者が前条各号に該当することが判明したとき。

(5) その他有料施設等の管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消しによって生ずる損害について、市及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、指定管理者が、別表第1に掲げる利用料金の額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に有料施設等を利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の制限)

第14条 利用者は、有料施設等を利用するに当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、有料施設等の利用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により許可の取消しを受けたときは、直ちに当該有料施設等を原状に復し、点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、有料施設等又はその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともにこれを原状に復し、又は市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

らない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

#### 第4章 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設

(目的)

第17条 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設(以下「保福子施設」という。)は、市民の健康づくり及び子育て支援、福祉の増進、社会福祉活動の向上等を目的とする。

(事業)

第18条 保福子施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 社会福祉活動の支援に関すること。
- (3) 子ども及び子育て家庭への支援に関すること。
- (4) 多世代の交流促進に関すること。
- (5) 保健、福祉及び子育てに係る相談に関すること。
- (6) 災害発生時における防災拠点としての被災者への支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認めること。

(職員)

第19条 保福子施設に施設長その他必要な職員を置くことができる。

(準用)

第20条 第8条から第16条までの規定は、保福子施設について準用する。この場合において、これらの規定中「地域活性化施設」とあるのは「保福子施設」と、「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「施設又は設備」とあるのは「施設」と、「有料施設等」とあるのは「有料施設」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、地域活性化施設及び保福子施設（市の直営事業及び荒尾市社会福祉協議会が実施する事業に係る施設を除く。）の利用に関する規定は令和 8 年 6 月 5 日から適用する。

（荒尾市総合福祉センター条例及び荒尾市保健センター条例の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 荒尾市総合福祉センター条例（昭和 4 9 年条例第 2 5 号）
- (2) 荒尾市保健センター条例（平成 1 1 年条例第 1 2 号）

### (準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 別表第 1（第 9 条、第 1 2 条関係）

区分	利用料金		
屋外スペース 2階オープンテラス 大屋根広場	市内居住者、市内法人及び市内団体等	1日につき	1,050円
	市外居住者、市外法人及び市外団体等	1日につき	1,700円
電気自動車用充電設備	1回につき		500円
車中泊対応駐車スペース	1日につき		5,000円

### 備考

- 1 屋外スペース、2階オープンテラス及び大屋根広場の利用料金は、別に定める一区画当たりの額とする。
- 2 屋外スペース、2階オープンテラス及び大屋根広場の利用については、利用者が入場料を徴収する場合（会費及び会場整理費その他入場料に相当する金額を収受したと認められる場合は、入場料を徴収したものとみなす。）及び物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の利用料金は、利用料金の額に100分の500を乗じて得た額とする。
- 3 電気自動車用充電設備の利用は、1回当たり30分以内と

する。

4 車中泊対応駐車スペースは、チェックインを14時以後とし、チェックアウトを翌日11時までとする。

5 利用料金は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

別表第2（第20条関係）

区分	利用料金		冷暖房 利用料金	
遊び場スペース (みらいろパーク)	入場者1人当たり	400円	—	
託児室 (託児ルーム)	生後6か月から小学校就学 前の子ども1人当たり	800円	—	
多目的スペース (みらいろホール)	市内居住者、市内法 人及び市内団体等	全室	900円	420円
		半室	700円	210円
	市外居住者、市外法 人及び市外団体等	全室	1,140円	420円
		半室	800円	210円
調理室 (みらいろキッチン)	市内居住者、市内法 人及び市内団体等	400円	210円	
	市外居住者、市外法 人及び市外団体等	500円	210円	

備考

- 1 利用料金及び冷暖房利用料金は、1時間当たりの額とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。ただし、遊び場スペースについては、1時間を超えた後15分までごとに利用料金に100円を加算する。
- 2 多目的スペース及び調理室の利用については、利用者が入場料を徴収する場合（会費及び会場整理費その他入場料に相当する金額を収受したと認められる場合は、入場料を徴収したものとみなす。）及び物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる目的で使用する場合の利用料金は、利用料金の額に100分の500を乗じて得た額とする。
- 3 多目的スペースの全室及び半室の区分は、別に定める。
- 4 利用料金は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。



荒尾市火入れに関する条例の一部改正に  
ついて

荒尾市火入れに関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市火入れに関する条例の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

気象庁が使用する予報用語に準じて、用語を改めるとともに所要の改正を行いたいからである。



荒尾市火入れに関する条例の一部を改正  
する条例

第 1 条 荒尾市火入れに関する条例（昭和 5 9 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「荒尾市火入許可申請書（様式第 1 号）」を「申請書」に改める。

第 4 条第 1 項中「荒尾市火入許可証（様式第 2 号。」を「許可証（」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第 2 項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に、「ときは」を「場合には」に改める。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

第 2 条 荒尾市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「又は」の次に「林野火災に関する注意報若しくは」を加え、同条第 2 項中「発表され、」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。



荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の  
一部改正について

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の  
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

市の区域内の字の区域及び名称の変更に伴い、所要の改正を行いたいからである。



荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の  
一部を改正する条例

(荒尾市水道条例の一部改正)

第1条 荒尾市水道条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「万田、大島」の次に「、海陽町」を加える。

(荒尾市下水道条例の一部改正)

第2条 荒尾市下水道条例（昭和58年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大島雨水ポンプ場の項を次のように改める。

海陽雨水ポンプ場	荒尾市海陽町一丁目6番地3
----------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



財産の処分について

次の土地を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

1	所在地	荒尾市海陽町二丁目 4 番 1 の一部
2	地目	宅地
3	面積	1 1 , 4 4 4 . 8 6 平方メートル
4	売却予定価格	2 6 1 , 8 5 8 , 4 0 0 円
5	売却の相手方	東京都港区赤坂二丁目 5 番 1 号 9 階 株式会社リーブ・マックス 代表取締役 有山 憲

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



財産の取得について

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- |   |        |                                                                                  |
|---|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 荒尾市立小中学校タブレット端末整備運用等事業に係るタブレット端末 4, 3 1 4 台、周辺機器等                                |
| 2 | 取得の価格  | 3 8 7, 2 3 8, 5 0 0 円                                                            |
| 3 | 取得の方法  | 条件付一般競争入札                                                                        |
| 4 | 取得の相手方 | 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 6 番 1 号<br>西鉄薬院駅ビル<br>N T T ドコモビジネス株式会社 九州支社<br>執行役員 九州支社長 吉田 優子 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



令和 7 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,200,899 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,042,048 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,443,224	127,047	6,570,271
	1 国庫負担金	4,514,505	129,579	4,644,084
	2 国庫補助金	1,914,802	△1,938	1,912,864
	3 国庫委託金	13,917	△594	13,323
16 県支出金		2,309,623	74,603	2,384,226
	1 県負担金	1,574,709	74,730	1,649,439
	2 県補助金	599,516	△127	599,389
17 財産収入		178,278	261,858	440,136
	2 財産売却収入	123,643	261,858	385,501
18 寄附金		701,002	500,000	1,201,002
	1 寄附金	701,002	500,000	1,201,002
19 繰入金		2,654,230	200,835	2,855,065
	2 基金繰入金	2,653,459	200,835	2,854,294
21 諸収入		286,747	37,456	324,203
	5 受託事業収入	51,647	225	51,872
	6 雑入	224,115	37,231	261,346
22 市債		1,071,400	△900	1,070,500
	1 市債	1,071,400	△900	1,070,500
歳入合計		27,841,149	1,200,899	29,042,048

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		199,649	1,375	201,024
	1 議会費	199,649	1,375	201,024
2 総務費		3,392,378	1,028,544	4,420,922
	1 総務管理費	2,638,330	1,022,161	3,660,491
	2 徴 税 費	334,798	5,453	340,251
	3 戸籍住民基本台帳 費	294,319	△921	293,398
	4 選 挙 費	54,336	567	54,903
	5 統計調査費	43,631	312	43,943
	6 監査委員費	26,964	972	27,936
3 民生費		12,289,628	175,202	12,464,830
	1 社会福祉費	5,966,150	119,254	6,085,404
	2 児童福祉費	4,722,773	24,692	4,747,465
	3 生活保護費	1,600,701	31,256	1,631,957
4 衛生費		3,698,387	14,040	3,712,427
	1 保健衛生費	1,256,442	△11,310	1,245,132
	2 清 掃 費	1,619,980	16,034	1,636,014
	3 病 院 費	633,763	9,316	643,079
6 農林水産業費		358,126	1,859	359,985
	1 農 業 費	223,597	1,685	225,282
	3 水産業費	38,744	174	38,918
7 商工費		717,798	4,813	722,611
	1 商 工 費	717,798	4,813	722,611
8 土木費		2,181,894	△68,044	2,113,850
	1 土木管理費	76,155	1,904	78,059
	2 道路橋梁費	490,005	2,719	492,724
	5 都市計画費	1,449,536	2,169	1,451,705
	6 住 宅 費	152,277	△74,836	77,441
9 消防費		770,960	1,649	772,609
	1 消 防 費	770,960	1,649	772,609
10 教育費		2,455,278	41,461	2,496,739
	1 教育総務費	225,913	1,822	227,735
	2 小学校費	1,079,352	△6,659	1,072,693
	3 中学校費	423,063	42,000	465,063
	4 社会教育費	284,944	3,038	287,982
	5 保健体育費	442,006	1,260	443,266
歳 出 合 計		27,841,149	1,200,899	29,042,048

## 第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設長寿命化改修事業費	42,000

### 第 3 表 債務負担行為補正

#### 1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
「荒尾市議会だより」印刷製本費	令和 8 年度	2, 871
広報等配送委託料	令和 8 年度	12, 557
コンビニ交付負担金	令和 8 年度	2, 219
マイナンバーカードオンライン申請補助端末（マイナ・アシスト 2）借上料	令和 8 年度 ～ 令和 1 0 年度	2, 170
生活困窮者一時生活支援事業負担金	令和 8 年度	1, 063
子どもの学習・生活支援事業負担金	令和 8 年度	1, 788
レセプト点検委託料（生活保護）	令和 8 年度	326
予防接種費（医薬材料費）	令和 8 年度	56, 354

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市斎場白灯油購入費	令和8年度	594
荒尾市ウェルネス拠点施設に係る設計・施工・指定管理委託料（設計及び建設業務に係る対価の物価変動増加分）（令和7年度）	令和8年度 ～ 令和22年度	1,703
児童生徒教職員健康診断委託料	令和8年度	5,399
小学校維持管理費（燃料費）	令和8年度	16,126
児童健康診断器具借上料	令和8年度	344
中学校維持管理費（燃料費）	令和8年度	9,180
産業医委託料	令和8年度	825
生徒健康診断器具借上料	令和8年度	215

## 第 4 表 地 方 債 補 正

### 1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 33,700	証書借入 又は 証券発行	年 4. 0 % 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れるもの について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合に はその債権者 と協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合に より繰上償還 をなし、又は 低利債に借換 えすることが できる。	千円 1,400	補正前に同じ		
義務教育施設整備事業	294,700				326,100			

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,443,224	127,047	6,570,271
16 県支出金	2,309,623	74,603	2,384,226
17 財産収入	178,278	261,858	440,136
18 寄附金	701,002	500,000	1,201,002
19 繰入金	2,654,230	200,835	2,855,065
21 諸収入	286,747	37,456	324,203
22 市債	1,071,400	△900	1,070,500
歳入合計	27,841,149	1,200,899	29,042,048





## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	6,443,224	127,047	6,570,271
1	国庫負担金	4,514,505	129,579	4,644,084
1	1 民生費国庫負担金	4,514,505	129,579	4,644,084
2	国庫補助金	1,914,802	△1,938	1,912,864
1	1 総務費国庫補助金	803,082	19,385	822,467
2	2 民生費国庫補助金	151,347	412	151,759
3	3 衛生費国庫補助金	315,503	72	315,575
7	7 土木費国庫補助金	603,990	△32,336	571,654
9	9 教育費国庫補助金	3,649	10,529	14,178
3	国庫委託金	13,917	△594	13,323
2	2 民生費国庫委託金	13,555	△594	12,961
16	県支出金	2,309,623	74,603	2,384,226
1	県負担金	1,574,709	74,730	1,649,439
1	1 民生費県負担金	1,571,376	74,730	1,646,106
2	県補助金	599,516	△127	599,389
2	2 民生費県補助金	347,252	57	347,309
3	3 衛生費県補助金	7,654	36	7,690
5	5 農林水産業費県補助金	41,410	△316	41,094
6	6 商工費県補助金	5,876	96	5,972
17	財産収入	178,278	261,858	440,136
2	2 財産売払収入	123,643	261,858	385,501

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 国庫負担金	181	1 生活困窮者自立支援事業費国庫負担金	
3 児童福祉費 国庫負担金	864	1 養育医療費国庫負担金	
4 児童手当費 国庫負担金	289	1 児童手当費国庫負担金	
13 障害者自立 支援給付費 国庫負担金	128,245	1 障害者介護給付費国庫負担金 2 障害者自立支援医療費国庫負担金 3 相談支援給付費等国庫負担金	122,003 1,395 4,847
1 総務費国庫 補助金	19,385	1 マイナンバーカード交付国庫補助金 2 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（法務省分） 3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△4,659 △354 24,398
1 社会福祉費 国庫補助金	185	1 生活困窮者自立支援事業費国庫補助金	
4 児童福祉費 国庫補助金	227	1 子育て支援交付金	
1 保健衛生費 国庫補助金	72	1 妊婦のための支援給付事業費国庫補助金	
10 住宅地区改 良費国庫補 助金	△32,336	1 社会資本整備総合交付金	
3 中学校費国 庫補助金	10,529	1 中学校施設整備事業費国庫補助金	
1 社会福祉費 委託金	△594	1 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	
2 児童福祉費 県負担金	10,610	1 養育医療費県負担金 2 子どものための教育・保育給付費県負担金（過年度）	432 10,178
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	64,120	1 障害者介護給付費県負担金 2 障害者自立支援医療費県負担金 3 相談支援給付費等県負担金	61,001 697 2,422
4 児童福祉費 県補助金	57	1 利用者支援事業費県補助金	
1 保健衛生費 県補助金	36	1 妊婦のための支援給付事業費県補助金	
1 農業費県補 助金	△316	1 機構集積支援事業費県補助金 2 令和7年8月大雨営農再開支援事業費県補助金	△360 44
1 商工費県補 助金	96	1 地方消費者行政活性化事業費県補助金	

(款) 17 財産収入  
(項) 2 財産売払収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	不動産売払収入	123,641	261,858	385,499
18	寄 附 金		701,002	500,000	1,201,002
	1	寄 附 金	701,002	500,000	1,201,002
	6	総務費寄附金	701,001	500,000	1,201,001
19	繰 入 金		2,654,230	200,835	2,855,065
	2	基金繰入金	2,653,459	200,835	2,854,294
	1	基金繰入金	2,653,459	200,835	2,854,294
21	諸 収 入		286,747	37,456	324,203
	5	受託事業収入	51,647	225	51,872
	5	衛生費受託事業収入	45,167	225	45,392
	6	雑 入	224,115	37,231	261,346
	4	雑 入	224,111	37,231	261,342
22	市 債		1,071,400	△900	1,070,500
	1	市 債	1,071,400	△900	1,070,500
	7	土 木 債	483,300	△32,300	451,000
	9	教 育 債	300,100	31,400	331,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1	土地売却収入	261,858	1	土地売却収入
1	総務費寄附金	500,000	1	総務費寄附金
1	基金繰入金	200,835	1	財政調整基金繰入金
				△83,204
			2	ふるさと応援基金繰入金
				192,456
			3	子ども未来基金繰入金
				88,846
			4	公共施設整備基金繰入金
				△5,353
			5	一般廃棄物処理施設建設基金繰入金
				8,090
1	衛生費受託事業収入	225	1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業受託収入
8	雑入	37,231	1	雑入（保険介護課）
				36,325
			2	大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金
				906
5	公営住宅建設事業債	△32,300	1	公営住宅建設事業債
1	義務教育施設整備事業債	31,400	1	中学校施設整備事業債

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 議会費	199,649	1,375	201,024		1,375
1 議会費	199,649	1,375	201,024		1,375
1 議会費	199,649	1,375	201,024		1,375

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	報酬	142	1 議会事務局人件費（会計年度任用職員任用）	191
			非常勤職員報酬	(140)
2	給料	641	期末手当	(27)
			勤勉手当	(24)
3	職員手当等	506	2 議員人件費	100
			議員報酬	(2)
4	共済費	86	期末手当	(98)
			3 議会事務局人件費	1,084
			一般職給	(641)
			通勤手当	(2)
			期末手当	(189)
			勤勉手当	(166)
			共済組合負担金	(86)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	3,392,378	1,028,544	4,420,922	276,289	752,255
1 総務管理費	2,638,330	1,022,161	3,660,491	281,302	740,859
1 一般管理費	913,135	11,438	924,573		11,438

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	6,324	1 一般管理費（総務課）	260
		期末手当	(139)
3 職員手当等	3,747	勤勉手当	(121)
		2 一般管理費（会計年度任用職員任用）	89
4 共 済 費	1,367	健康労働保険料	(89)
		3 秘書課人件費	540
		一般職給	(374)
		通勤手当	(2)
		期末手当	(120)
		勤勉手当	(105)
		共済組合負担金	(△61)
		4 総務課人件費	3,359
		一般職給	(1,845)
		地域手当	(25)
		通勤手当	(55)
		期末手当	(603)
		勤勉手当	(537)
		共済組合負担金	(294)
		5 総合政策課人件費	1,710
		一般職給	(1,118)
		扶養手当	(△56)
		通勤手当	(12)
		期末手当	(351)
		勤勉手当	(186)
		児童手当	(△180)
		共済組合負担金	(279)
		6 財政課人件費	2,084
		一般職給	(1,259)
		期末手当	(379)
		勤勉手当	(330)
		共済組合負担金	(116)
		7 情報推進室人件費	672
		一般職給	(507)
		通勤手当	(△85)
		期末手当	(152)
		勤勉手当	(△40)
		共済組合負担金	(138)
		8 ぐらしいきいき課人件費	1,408
		一般職給	(733)
		扶養手当	(△34)
		住居手当	(△17)
		通勤手当	(△4)
		期末手当	(292)
		勤勉手当	(123)
		児童手当	(15)
		共済組合負担金	(300)
		9 会計課人件費	689
		一般職給	(325)
		期末手当	(143)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	文書広報費	44,866	56	44,922		56	
6	基金費	0	729,767	729,767		729,767	
7	企画費	1,174,448	280,019	1,454,467	その他 283,402	△3,383	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		勤勉手当 (124)	
		共済組合負担金 (97)	
		10 契約検査室人件費 712	
		一般職給 (393)	
		通勤手当 (5)	
		期末手当 (126)	
		勤勉手当 (111)	
		共済組合負担金 (77)	
		11 空家対策推進室人件費 571	
		一般職給 (142)	
		住居手当 (151)	
		通勤手当 (13)	
		期末手当 (72)	
		勤勉手当 (64)	
		共済組合負担金 (129)	
		12 スマートシティ推進室人件費 $\Delta 1,037$	
		一般職給 ( $\Delta 451$ )	
		住居手当 ( $\Delta 213$ )	
		期末手当 ( $\Delta 60$ )	
		勤勉手当 ( $\Delta 206$ )	
		共済組合負担金 ( $\Delta 107$ )	
		13 総務課人件費 (任期付職員人件費) 381	
		一般職給 (79)	
		期末手当 (144)	
		勤勉手当 (142)	
		共済組合負担金 (16)	
1 報 酬	56	1 文書行政一般事務費 56	
		非常勤職員報酬 (56)	
24 積 立 金	729,767	1 基金費 (総合政策課) 232,879	
		積立金 (232,879)	
		ふるさと創生基金積立金 (1)	
		荒尾子ども未来基金積立金 (229,877)	
		企業版ふるさと納税基金積立金 (3,001)	
		2 基金費 (くらしいきいき課) 496,888	
		積立金 (496,888)	
		ふるさと応援基金積立金 (496,888)	
1 報 酬	323	1 情報管理費 $\Delta 41$	
		普通旅費 ( $\Delta 41$ )	
3 職員手当等	120	2 情報化対策推進事業費 $\Delta 2,992$	
		印刷製本費 ( $\Delta 300$ )	
4 共 済 費	3	その他委託料 ( $\Delta 113$ )	
		荒尾総合文化センターフリーW i - F i 環境更改委託料 ( $\Delta 113$ )	
7 報 償 費	194,553	借上料 ( $\Delta 2,579$ )	
		3 ふるさと応援寄附金推進費 268,731	
8 旅 費	$\Delta 144$	記念品賞品 (194,553)	
		郵便料 (669)	
10 需 用 費	$\Delta 300$	その他委託料 (12,822)	

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11	交通安全推進費	16,210	445	16,655		445	
13	男女共同参画推進費	15,613	448	16,061		448	
16	防犯対策費	14,326	0	14,326	その他 △2,100	2,100	
17	電子計算費	214,063	△12	214,051		△12	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役 務 費	9,001	ふるさと応援寄附金返礼業務委託料 使用料	(12,822) (60,687)
12 委 託 料	19,015	4 ICT利活用基盤整備事業費 使用料	△660 (△660)
13 使用料及び 賃借料	57,448	5 移住情報発信事業費 郵便料 その他委託料 関係人口創出業務委託料	14,671 (8,332) (6,339) (6,339)
		6 移住相談支援事業費 非常勤職員報酬 期末手当 勤勉手当 費用弁償	136 (98) (19) (17) (2)
		7 空家バンク事業費 非常勤職員報酬 期末手当 勤勉手当 健康労働保険料	312 (225) (46) (38) (3)
		8 総合計画推進事業費 その他委託料 総合計画策定支援委託料	△33 (△33) (△33)
		9 RPA（ロボットによる業務自動化）導入事業費 普通旅費	△105 (△105)
2 給 料	253	1 交通安全対策費（人件費） 一般職給	445 (253)
3 職員手当等	137	期末手当 勤勉手当	(73) (64)
4 共 済 費	55	共済組合負担金	(55)
2 給 料	255	1 男女共同参画推進室人件費 一般職給	448 (255)
3 職員手当等	137	期末手当 勤勉手当	(73) (64)
4 共 済 費	56	共済組合負担金	(56)
8 旅 費	△12	1 電子計算費 普通旅費	△12 (△12)

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	334,798	5,453	340,251		5,453
1	税務総務費	215,618	5,180	220,798		5,180
2	賦課徴収費	119,180	273	119,453		273

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	198	1 税務総務費（税務課会計年度任用職員任用）	179
		非常勤職員報酬	(139)
2 給料	3,036	期末手当	(19)
		勤勉手当	(17)
3 職員手当等	1,046	費用弁償	(4)
		2 産休・育休代替職員任用（税務課）	72
4 共済費	896	非常勤職員報酬	(59)
		期末手当	(7)
8 旅費	4	勤勉手当	(6)
		3 税務総務費（税務課人件費）	2,873
		一般職給	(1,756)
		扶養手当	(△240)
		通勤手当	(△7)
		特殊勤務手当	(△21)
		期末手当	(511)
		勤勉手当	(212)
		児童手当	(△60)
		共済組合負担金	(722)
		4 税務総務費（収納課人件費）	2,056
		一般職給	(1,280)
		住居手当	(△25)
		通勤手当	(△5)
		期末手当	(365)
		勤勉手当	(317)
		児童手当	(△50)
		共済組合負担金	(174)
1 報酬	207	1 市税等の収納向上強化対策事業費	273
		非常勤職員報酬	(207)
3 職員手当等	66	期末手当	(35)
		勤勉手当	(31)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	294,319	△921	293,398	△5,013	4,092
1	戸籍住民基本台帳費	294,319	△921	293,398	国庫支出金 △5,013	4,092

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	150	1 市民サービスセンター（会計年度任用職員任用）	430
2 給料	1,728	非常勤職員報酬	(568)
3 職員手当等	310	期末手当	(99)
4 共済費	△2,299	勤勉手当	(87)
8 旅費	△810	共済組合負担金	(△123)
		健康労働保険料	(△153)
		費用弁償	(△48)
		2 市民サービスセンター（人件費）	551
		一般職給	(347)
		期末手当	(109)
		勤勉手当	(96)
		共済組合負担金	(△1)
		3 戸籍住民基本台帳費（会計年度任用職員任用）	753
		非常勤職員報酬	(1,399)
		期末手当	(250)
		勤勉手当	(219)
		共済組合負担金	(△393)
		健康労働保険料	(△492)
		費用弁償	(△230)
		4 社会保障・税番号制度システム整備事業費（記載事項関連）	△734
		非常勤職員報酬	(△61)
		期末手当	(△174)
		勤勉手当	(△145)
		共済組合負担金	(△153)
		健康労働保険料	(△115)
		費用弁償	(△86)
		5 マイナンバーカード交付円滑化推進事業費	△4,659
		非常勤職員報酬	(△1,756)
		期末手当	(△573)
		勤勉手当	(△515)
		共済組合負担金	(△572)
		健康労働保険料	(△797)
		費用弁償	(△446)
		6 戸籍住民基本台帳費（人件費）	2,738
		一般職給	(1,381)
		扶養手当	(△12)
		通勤手当	(△6)
		期末手当	(432)
		勤勉手当	(443)
		共済組合負担金	(500)

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選挙費	54,336	567	54,903		567
	1 選挙管理委員会費	22,476	567	23,043		567

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	381	1 選挙管理委員会費 (人件費)	567
		一般職給	(381)
3 職員手当等	227	通勤手当	(19)
		期末手当	(111)
4 共 済 費	△41	勤勉手当	(97)
		共済組合負担金	(△41)

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	43,631	312	43,943		312
1	統計調査総務費	12,429	312	12,741		312

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	251	1 統計調査総務費 (人件費)	312
		一般職給	(251)
3 職員手当等	133	期末手当	(71)
		勤勉手当	(62)
4 共 済 費	△72	共済組合負担金	(△72)

(款) 2 総務費  
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	26,964	972	27,936		972
	1 監査委員費	26,964	972	27,936		972

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	報酬	201	1 監査委員費（会計年度任用職員任用）	302
			非常勤職員報酬	(201)
2	給料	71	期末手当	(43)
			勤勉手当	(38)
3	職員手当等	508	共済組合負担金	(4)
			健康労働保険料	(16)
4	共済費	192	2 監査委員費（人件費）	670
			一般職給	(71)
			期末手当	(347)
			勤勉手当	(80)
			共済組合負担金	(170)
			健康労働保険料	(2)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	1	社会福祉費	5,966,150	119,254	6,085,404	79,292	39,962
	1	社会福祉総務費	1,769,645	11,345	1,780,990	国庫支出金 366	10,979
	6	人権啓発推進費	27,003	390	27,393		390
	7	人権啓発センター費	13,672	284	13,956		284

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	902	1 社会福祉総務費（会計年度任用職員任用）	578
2 給料	1,948	非常勤職員報酬	(422)
3 職員手当等	1,595	期末手当	(82)
4 共済費	1,149	勤勉手当	(71)
8 旅費	3	費用弁償	(3)
27 繰出金	5,748	2 国民健康保険特別会計繰出金	2,182
		特別会計繰出金	(2,182)
		国民健康保険特別会計繰出金	(2,182)
		3 介護保険特別会計繰出金	3,566
		特別会計繰出金	(3,566)
		介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金	(3,566)
		4 生活困窮者自立相談支援事業費	243
		非常勤職員報酬	(241)
		期末手当	(2)
		5 生活困窮者自立相談支援事業費（任意事業分）	308
		非常勤職員報酬	(239)
		期末手当	(41)
		勤勉手当	(28)
		6 社会福祉総務費（保険介護課人件費）	278
		一般職給	(135)
		期末手当	(44)
		勤勉手当	(39)
		共済組合負担金	(60)
		7 社会福祉総務費（福祉課人件費）	4,190
		一般職給	(1,813)
		扶養手当	(△72)
		住居手当	(105)
		通勤手当	(81)
		期末手当	(613)
		勤勉手当	(561)
		共済組合負担金	(1,089)
2 給料	361	1 人件費（人権啓発推進室）	207
3 職員手当等	201	一般職給	(247)
4 共済費	△172	期末手当	(76)
		勤勉手当	(67)
		共済組合負担金	(△183)
		2 人件費（人権啓発推進室）（任期付職員人件費）	183
		一般職給	(114)
		期末手当	(31)
		勤勉手当	(27)
		共済組合負担金	(11)
2 給料	131	1 人権啓発センター運営管理費	44
3 職員手当等	106	期末手当	(21)
		勤勉手当	(17)
		共済組合負担金	(1)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	8	国民年金費	12,585	△55	12,530	国庫支出金 △594	539
	12	婦人保護事業費	4,105	123	4,228		123
	13	障害者自立支援給付費	2,215,815	106,031	2,321,846	国庫支出金 53,014 県支出金 26,506	26,511
	16	後期高齢者医療費	1,351,254	1,136	1,352,390		1,136

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	47	健康労働保険料 2 人権啓発センター運営管理費（人件費） 一般職給 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	(5) 240 (131) (36) (32) (41)
1 報 酬	140	1 国民年金事務費 その他委託料	△594 (△594)
2 給 料	213	国民年金システム改修委託料	(△594)
3 職員手当等	163	2 国民年金事務費（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬	190 (140)
4 共 済 費	23	期末手当 勤勉手当	(27) (23)
12 委 託 料	△594	3 国民年金費（人件費） 一般職給 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	349 (213) (59) (54) (23)
1 報 酬	88	1 婦人相談員設置事業費 非常勤職員報酬	123 (88)
3 職員手当等	35	期末手当 勤勉手当	(19) (16)
19 扶 助 費	106,031	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 扶助費 2 相談支援給付費等支給事業費 扶助費	99,892 (99,892) 6,139 (6,139)
27 繰 出 金	1,136	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,136 (1,136) (1,136)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,722,773	24,692	4,747,465	284	24,408
1	児童福祉総務費	1,098,113	16,964	1,115,077	国庫支出金 227 県支出金 57	16,680

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明	
区分	金額			
1	報酬	520	1 人件費（清里保育園）（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬	161 (118)
2	給料	2,052	期末手当 勤勉手当	(23) (20)
3	職員手当等	1,126	2 乳児家庭全戸訪問事業費 非常勤職員報酬	193 (140)
4	共済費	550	期末手当 勤勉手当	(27) (24)
8	旅費	4	費用弁償	(2)
22	償還金、利子及び割引料	12,712	3 放課後児童健全育成事業費 返還金	3,842 (3,842)
			4 障害児保育事業費 返還金	523 (523)
			5 特別保育事業費 返還金	2,032 (2,032)
			6 保育所等性被害防止対策支援事業費 返還金	823 (823)
			7 児童福祉総務費（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬	191 (140)
			期末手当 勤勉手当	(27) (24)
			8 利用者支援事業費 非常勤職員報酬	167 (122)
			期末手当 勤勉手当 費用弁償	(23) (20) (2)
			9 保育対策総合支援事業費 返還金	5,492 (5,492)
			10 児童福祉総務費（人件費） 一般職給	2,629 (1,594)
			住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 共済組合負担金	(△41) (△32) (461) (253) (△40) (434)
			11 児童福祉総務費（すこやか未来課人件費） 一般職給	685 (375)
			住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	(21) (15) (110) (95) (69)
			12 こども家庭センター事業費（すこやか未来課任期付職員人件費） 一般職給	184 (114)
			期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	(31) (27) (12)
			13 児童手当費（人件費） 一般職給	42 (△31)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	児童措置費	3,463,165	2,296	3,465,461		2,296
	3	母子福祉費	35,842	2,577	38,419		2,577
	5	清里保育園費	107,066	2,333	109,399		2,333
	7	児童センター費	14,660	522	15,182		522

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		期末手当 (33)	
		勤勉手当 (5)	
		共済組合負担金 (35)	
22 償還金、利子及び割引料	2,296	1 特定教育・保育施設型給付費返還金	2,296 (2,296)
22 償還金、利子及び割引料	2,577	1 母子福祉一般経費返還金 1,260 (1,260)	
		2 母子生活支援施設入所措置費返還金 1,317 (1,317)	
1 報酬	178	1 一時預かり事業費（一般型） 243 (178)	
2 給料	1,817	非常勤職員報酬 (35)	
3 職員手当等	90	期末手当 (30)	
4 共済費	248	2 清里保育園費（人件費） 1,150 (768)	
		一般職給 (81)	
		住居手当 (△118)	
		通勤手当 (211)	
		期末手当 (38)	
		勤勉手当 (167)	
		共済組合負担金 (3)	
		健康労働保険料 (940)	
		3 清里保育園費（人件費）（任期付職員） 940 (1,049)	
		一般職給 (△81)	
		扶養手当 (△196)	
		住居手当 (△16)	
		通勤手当 (177)	
		期末手当 (△11)	
		勤勉手当 (△60)	
		児童手当 (78)	
		共済組合負担金	
1 報酬	357	1 児童センター運営費 522 (357)	
3 職員手当等	135	非常勤職員報酬 (72)	
4 共済費	25	期末手当 (63)	
8 旅費	5	勤勉手当 (6)	
		共済組合負担金 (19)	
		健康労働保険料 (5)	
		費用弁償	

(款) 3 民生費  
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,600,701	31,256	1,631,957		31,256
1	生活保護総務費	121,701	351	122,052		351
2	扶助費	1,479,000	30,905	1,509,905		30,905

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	△702	1 生活保護総務費（産休・育休代替職員任用）	△1,818
2 給料	880	非常勤職員報酬	(△999)
3 職員手当等	338	期末手当	(△232)
4 共済費	△90	勤勉手当	(△197)
8 旅費	△75	共済組合負担金	(△146)
		健康労働保険料	(△155)
		費用弁償	(△89)
		2 生活保護適正実施推進事業費	102
		非常勤職員報酬	(80)
		期末手当	(16)
		勤勉手当	(3)
		費用弁償	(3)
		3 被保護者就労支援事業費	119
		非常勤職員報酬	(80)
		期末手当	(16)
		勤勉手当	(15)
		費用弁償	(8)
		4 被保護者就労準備支援事業費	84
		非常勤職員報酬	(57)
		期末手当	(13)
		勤勉手当	(11)
		費用弁償	(3)
		5 被保護者健康管理支援事業費	111
		非常勤職員報酬	(80)
		期末手当	(16)
		勤勉手当	(15)
		6 生活保護総務費（人件費）	1,753
		一般職給	(880)
		扶養手当	(△125)
		住居手当	(101)
		通勤手当	(67)
		特殊勤務手当	(△12)
		期末手当	(373)
		勤勉手当	(303)
		児童手当	(△45)
		共済組合負担金	(211)
22 償還金、利子及び割引料	30,905	1 生活保護費返還金	30,905 (30,905)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		3,698,387	14,040	3,712,427	3,976	10,064
1	保健衛生費	1,256,442	△11,310	1,245,132	△5,020	△6,290
	1 保健衛生総務費	271,522	△1,204	270,318	その他 △5,128	3,924
	3 予防費	339,620	△8,028	331,592	国庫支出金 72 県支出金 36	△8,136

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	357	1 保健総務費 102 非常勤職員報酬 (75)
2 給 料	1,761	期末手当 (14) 勤勉手当 (13)
3 職員手当等	1,424	2 保健総務費（産休・育休代替職員任用） 185 非常勤職員報酬 (142)
4 共 済 費	607	期末手当 (23) 勤勉手当 (20)
12 委 託 料	△5,353	3 衛生総務費（会計年度任用職員任用） 205 非常勤職員報酬 (140) 期末手当 (34) 勤勉手当 (30) 共済組合負担金 (△3) 健康労働保険料 (4)
		4 保健・福祉・子育て支援施設開設事業費 △5,353 その他委託料 (△5,353) カーテン設置委託料 (△2,893) 更衣室ロッカー設置委託料 (△2,460)
		5 衛生総務費（人件費） 159 一般職給 (114) 期末手当 (21) 勤勉手当 (17) 共済組合負担金 (7)
		6 保健総務費（人件費） 3,273 一般職給 (1,476) 住居手当 (28) 期末手当 (693) 勤勉手当 (390) 児童手当 (15) 共済組合負担金 (671)
		7 保健総務費（すこやか未来課任期付職員人件費） 225 一般職給 (171) 通勤手当 (△14) 期末手当 (62) 勤勉手当 (78) 共済組合負担金 (△72)
1 報 酬	109	1 市町村母子保健事業費 △2,000 その他委託料 (△2,000)
3 職員手当等	36	妊婦健診委託料 (△2,000)
10 需 用 費	△2,000	2 母子保健充実事業費 △800 扶助費 (△800)
12 委 託 料	△5,373	3 妊婦のための支援給付事業費 145 非常勤職員報酬 (109) 期末手当 (19)
19 扶 助 費	△800	勤勉手当 (17) 4 予防接種費 △5,373 医薬材料費 (△2,000)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	公害対策費	341,669	1,722	343,391		1,722
	10	保健事業費	249,467	△3,800	245,667		△3,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
		その他委託料	(△3,373)
		A類疾病予防接種委託料	(△3,000)
		帯状疱疹広域化業務委託料	(△373)
1 報酬	362	1 荒尾干潟水鳥・湿地センター事業費（会計年度任用職員任用）	225
2 給料	922	非常勤職員報酬	(362)
3 職員手当等	369	期末手当	(△70)
4 共済費	△5	勤勉手当	(△99)
8 旅費	74	共済組合負担金	(△29)
		健康労働保険料	(△13)
		費用弁償	(74)
		2 公害対策費（人件費）	1,497
		一般職給	(922)
		住居手当	(△25)
		通勤手当	(40)
		期末手当	(281)
		勤勉手当	(242)
		共済組合負担金	(37)
12 委託料	△3,800	1 複合健診事業費	△3,800
		その他委託料	(△3,800)
		胃がん検診委託料	(△3,800)

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	清 掃 費	1,619,980	16,034	1,636,014	8,996	7,038
	1	清掃総務費	77,747	2,000	79,747	その他 487	1,513
	2	塵芥処理費	1,234,904	12,889	1,247,793	その他 8,509	4,380
	3	し尿処理費	307,329	1,145	308,474		1,145

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	1,143	1 清掃総務費（人件費）	2,000
3 職員手当等	544	一般職給	(1,143)
4 共済費	313	扶養手当	(△11)
		地域手当	(7)
		通勤手当	(17)
		期末手当	(351)
		勤勉手当	(180)
		共済組合負担金	(313)
1 報酬	2,322	1 塵芥処理費	3,098
2 給料	829	非常勤職員報酬	(2,322)
3 職員手当等	1,595	期末手当	(564)
4 共済費	146	勤勉手当	(488)
8 旅費	△147	共済組合負担金	(△117)
18 負担金、補助及び交付金	8,144	健康労働保険料	(△12)
		費用弁償	(△147)
		2 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	8,144
		各種負担金	(8,144)
		大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(8,144)
		3 RDFセンター費（人件費）	419
		一般職給	(210)
		地域手当	(4)
		通勤手当	(2)
		期末手当	(64)
		勤勉手当	(57)
		共済組合負担金	(82)
		4 塵芥処理費（人件費）	1,228
		一般職給	(619)
		期末手当	(190)
		勤勉手当	(166)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(193)
1 報酬	461	1 し尿処理費（会計年度任用職員任用）	201
2 給料	378	非常勤職員報酬	(349)
3 職員手当等	114	期末手当	(△88)
4 共済費	192	勤勉手当	(△70)
		共済組合負担金	(△11)
		健康労働保険料	(21)
		2 松ヶ浦環境センター運営費	165
		非常勤職員報酬	(112)
		期末手当	(27)
		勤勉手当	(24)
		共済組合負担金	(△2)
		健康労働保険料	(4)
		3 し尿処理費（人件費）	779
		一般職給	(378)
		期末手当	(118)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		勤勉手当 (103)
		共済組合負担金 (180)

(款) 4 衛生費  
(項) 3 病院費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	病 院 費	633,763	9,316	643,079		9,316
1	病院事業会 計支出金	633,763	9,316	643,079		9,316

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	9,316	1 病院事業会計支出金 補助金 有明医療センター物価高騰対策支援金	9,316 (9,316) (9,316)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	358,126	1,859	359,985	△316	2,175
1 農業費	223,597	1,685	225,282	△316	2,001
1 1 農業委員会費	49,935	573	50,508	県支出金 △360	933
2 農業総務費	55,587	956	56,543		956
3 農業振興費	45,719	164	45,883	県支出金 44	120
7 耕地費	68,345	△8	68,337		△8

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	△3	1 機構集積支援事業費	△360	
2 給料	487	非常勤職員報酬	(△3)	
3 職員手当等	△9	期末手当	(△155)	
4 共済費	79	勤勉手当	(△129)	
8 旅費	19	共済組合負担金	(△46)	
		健康労働保険料	(△46)	
		費用弁償	(19)	
		2 農業委員会費（人件費）	933	
		一般職給	(487)	
		期末手当	(146)	
		勤勉手当	(129)	
		共済組合負担金	(171)	
1 報酬	261	1 農業総務費（会計年度任用職員任用）	197	
2 給料	800	非常勤職員報酬	(118)	
3 職員手当等	△31	期末手当	(25)	
4 共済費	△12	勤勉手当	(22)	
8 旅費	△62	健康労働保険料	(32)	
		2 農業総務費（産休・育休代替職員任用）	△208	
		非常勤職員報酬	(143)	
		期末手当	(△131)	
		勤勉手当	(△109)	
		共済組合負担金	(△21)	
		健康労働保険料	(△28)	
		費用弁償	(△62)	
		3 農業総務費（農林水産課人件費）	967	
		一般職給	(800)	
		扶養手当	(△138)	
		期末手当	(217)	
		勤勉手当	(203)	
		児童手当	(△120)	
		共済組合負担金	(5)	
1 報酬	143	1 農地中間管理事業費	120	
3 職員手当等	46	非常勤職員報酬	(143)	
4 共済費	17	期末手当	(24)	
8 旅費	△86	勤勉手当	(22)	
18 負担金、補助及び交付金	44	健康労働保険料	(17)	
		費用弁償	(△86)	
		2 令和7年8月大雨営農再開支援事業費（早期営農再開支援）	44	
		補助金	(44)	
		早期営農再開支援事業補助金	(44)	



(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	151	1 県営土地改良総合整備事業費	233	
		非常勤職員報酬	(151)	
2 給料	△137	期末手当	(8)	
		勤勉手当	(8)	
3 職員手当等	△114	健康労働保険料	(66)	
4 共済費	92	2 耕地費（人件費）	△241	
		一般職給	(△137)	
		扶養手当	(△58)	
		通勤手当	(10)	
		期末手当	(△58)	
		勤勉手当	(△24)	
		共済組合負担金	(26)	

(款) 6 農林水産業費  
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	38,744	174	38,918		174
1	水産業総務費	9,239	174	9,413		174

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	126	1 水産業総務費（人件費）	174
		一般職給	(126)
3 職員手当等	75	期末手当	(40)
		勤勉手当	(35)
4 共 済 費	△27	共済組合負担金	(△27)

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		717,798	4,813	722,611	96	4,717
1	商工費	717,798	4,813	722,611	96	4,717
	1 商工総務費	128,771	4,621	133,392		4,621
	8 消費者行政費	9,047	192	9,239	県支出金 96	96

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	569	1 商工総務費（産休・育休代替職員任用）	675	
2 給料	2,174	非常勤職員報酬	(569)	
3 職員手当等	1,223	共済組合負担金	(38)	
4 共済費	642	健康労働保険料	(55)	
8 旅費	13	費用弁償	(13)	
		2 産業振興課人件費	2,591	
		一般職給	(1,435)	
		住居手当	(196)	
		通勤手当	(△163)	
		期末手当	(413)	
		勤勉手当	(369)	
		共済組合負担金	(341)	
		3 観光文化交流課人件費	1,355	
		一般職給	(739)	
		扶養手当	(△54)	
		住居手当	(△13)	
		期末手当	(251)	
		勤勉手当	(224)	
		共済組合負担金	(208)	
1 報酬	181	1 地方消費者行政活性化事業費	192	
3 職員手当等	8	非常勤職員報酬	(181)	
8 旅費	3	期末手当	(4)	
		勤勉手当	(4)	
		費用弁償	(3)	

(款) 8 土木費  
 (項) 1 土木管理費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,181,894	△68,044	2,113,850	△64,636	△3,408
1	土木管理費	76,155	1,904	78,059		1,904
	1 土木総務費	76,155	1,904	78,059		1,904

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	1,187	1 土木総務費（土木課人件費）	717
		一般職給	(528)
3 職員手当等	504	期末手当	(162)
		勤勉手当	(△29)
4 共 済 費	213	共済組合負担金	(56)
		2 土木総務費（建築住宅課人件費）	1,187
		一般職給	(659)
		通勤手当	(16)
		期末手当	(189)
		勤勉手当	(166)
		共済組合負担金	(157)

(款) 8 土木費  
 (項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	道路橋梁費	490,005	2,719	492,724		2,719
	2	道路維持費	190,335	1,844	192,179		1,844
	3	道路新設改良費	288,609	875	289,484		875

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	86	1 道路維持費（会計年度任用職員任用）	114	
		非常勤職員報酬	(86)	
2 給料	918	期末手当	(13)	
		勤勉手当	(13)	
3 職員手当等	549	健康労働保険料	(2)	
4 共済費	291	2 道路維持費（人件費）	1,730	
		一般職給	(918)	
		通勤手当	(61)	
		期末手当	(247)	
		勤勉手当	(215)	
		共済組合負担金	(289)	
2 給料	623	1 道路新設改良事業費（人件費）	875	
		一般職給	(623)	
3 職員手当等	326	扶養手当	(△12)	
		通勤手当	(17)	
4 共済費	△74	期末手当	(172)	
		勤勉手当	(149)	
		共済組合負担金	(△74)	

(款) 8 土木費  
 (項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	1,449,536	2,169	1,451,705		2,169
1	都市計画総務費	1,089,979	1,281	1,091,260		1,281
2	土地区画整理費	271,985	888	272,873		888

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	761	1 都市計画総務費（人件費） 一般職給
3 職員手当等	446	通勤手当 期末手当
4 共 済 費	74	勤勉手当 共済組合負担金
27 繰 出 金	888	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 特別会計繰出金 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金

(款) 8 土木費  
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	152,277	△74,836	77,441	△64,636	△10,200
	1 住宅管理費	149,712	△74,836	74,876	国庫支出金 △32,336 地方債 △32,300	△10,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	報酬	569	1 住宅総務費（産休・育休代替職員任用）	675
2	給料	250	非常勤職員報酬	(569)
3	職員手当等	150	共済組合負担金	(38)
4	共済費	167	健康労働保険料	(55)
8	旅費	13	費用弁償	(13)
14	工事請負費	△75,985	2 住宅総務費（人件費）	474
			一般職給	(250)
			期末手当	(80)
			勤勉手当	(70)
			共済組合負担金	(74)
			3 公営住宅ストック総合改善事業費	△75,985
			工事請負費	(△75,985)

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

9	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	770,960	1,649	772,609		1,649
		消 防 費	770,960	1,649	772,609		1,649
	2	非常備消防費	83,696	452	84,148		452
	5	災害対策費	77,073	1,197	78,270		1,197

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	254	1 消防団員費（人件費）	452
		一般職給	(254)
3 職員手当等	142	期末手当	(76)
		勤勉手当	(66)
4 共済費	56	共済組合負担金	(56)
2 給料	652	1 災害対策費（人件費）	932
		一般職給	(522)
3 職員手当等	374	期末手当	(158)
		勤勉手当	(138)
4 共済費	171	共済組合負担金	(114)
		2 災害対策費（任期付職員人件費）	265
		一般職給	(130)
		通勤手当	(6)
		期末手当	(39)
		勤勉手当	(33)
		共済組合負担金	(57)

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,455,278	41,461	2,496,739	41,929	△468
1	教育総務費	225,913	1,822	227,735		1,822
2	事務局費	221,320	1,822	223,142		1,822

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	344	1 事務局費（会計年度任用職員任用） 382
		非常勤職員報酬 (281)
2 給 料	△396	期末手当 (54)
		勤勉手当 (47)
3 職員手当等	1,409	2 児童生徒の運動部活動等在り方検討会事業費 120
		非常勤職員報酬 (63)
4 共 済 費	460	期末手当 (14)
		勤勉手当 (12)
8 旅 費	5	共済組合負担金 (13)
		健康労働保険料 (13)
		費用弁償 (5)
		3 教育振興課管理費（人件費） 716
		一般職給 (△746)
		扶養手当 (252)
		住居手当 (231)
		通勤手当 (△14)
		期末手当 (289)
		勤勉手当 (279)
		児童手当 (△20)
		共済組合負担金 (448)
		健康労働保険料 (△3)
		4 教育長人件費 2
		通勤手当 (2)
		5 学校教育課管理費（人件費） 389
		一般職給 (236)
		通勤手当 (7)
		期末手当 (89)
		勤勉手当 (87)
		児童手当 (20)
		共済組合負担金 (△50)
		6 学校教育課管理費（任期付職員人件費） 213
		一般職給 (114)
		通勤手当 (2)
		期末手当 (31)
		勤勉手当 (27)
		共済組合負担金 (39)

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	1,079,352	△6,659	1,072,693		△6,659
	2 教育振興費	900,418	△6,659	893,759		△6,659

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	△2,144	1 小学校特別支援教育支援員事業費（臨時分）	△6,659
3 職員手当等	△4,515	非常勤職員報酬	(△2,144)
		期末手当	(△2,456)
		勤勉手当	(△2,059)

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	423,063	42,000	465,063	41,929	71
1	中学校管理費	72,075	42,000	114,075	国庫支出金 10,529 地方債 31,400	71

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	42,000	1 中学校施設長寿命化改修事業費 工事請負費	42,000 (42,000)

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	284,944	3,038	287,982		3,038
1	社会教育総務費	91,294	1,644	92,938		1,644
4	少年指導センター費	14,656	477	15,133		477
5	人権同和教育費	9,103	156	9,259		156
9	宮崎兄弟の生家施設管理費	18,049	761	18,810		761

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	922	1 社会教育振興費 (人件費)	1,011
		一般職給	(544)
3 職員手当等	578	通勤手当	(7)
		期末手当	(192)
4 共 済 費	144	勤勉手当	(167)
		共済組合負担金	(101)
		2 文化振興総務費 (人件費)	633
		一般職給	(378)
		通勤手当	(2)
		期末手当	(112)
		勤勉手当	(98)
		共済組合負担金	(43)
1 報 酬	216	1 少年指導センター管理費	150
		非常勤職員報酬	(108)
2 給 料	130	期末手当	(23)
		勤勉手当	(19)
3 職員手当等	123	2 青少年防犯パトロール強化事業費	149
		非常勤職員報酬	(108)
4 共 済 費	8	期末手当	(22)
		勤勉手当	(19)
		3 少年指導センター費 (人件費)	178
		一般職給	(130)
		期末手当	(22)
		勤勉手当	(18)
		共済組合負担金	(8)
1 報 酬	103	1 人権同和教育事業費	156
		非常勤職員報酬	(103)
3 職員手当等	40	期末手当	(21)
		勤勉手当	(19)
4 共 済 費	6	共済組合負担金	(1)
		健康労働保険料	(5)
8 旅 費	7	費用弁償	(7)
1 報 酬	449	1 宮崎兄弟の生家施設管理費	557
		非常勤職員報酬	(337)
3 職員手当等	204	期末手当	(82)
		勤勉手当	(71)
4 共 済 費	108	共済組合負担金	(45)
		健康労働保険料	(22)
		2 宮崎兄弟の生家おもてなし向上事業費	204
		非常勤職員報酬	(112)
		期末手当	(27)
		勤勉手当	(24)
		共済組合負担金	(26)
		健康労働保険料	(15)

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	442,006	1,260	443,266		1,260
1	保健体育総務費	37,328	822	38,150		822
3	学校給食費	340,319	438	340,757		438

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	94	1 あらお子どもスポーツ教室事業費	129
2 給 料	372	非常勤職員報酬	(94)
3 職員手当等	244	期末手当	(19)
4 共 済 費	112	勤勉手当	(16)
		2 保健体育総務費（人件費）	693
		一般職給	(372)
		期末手当	(112)
		勤勉手当	(97)
		共済組合負担金	(112)
2 給 料	254	1 給食センター管理費（人件費）	438
3 職員手当等	153	一般職給	(254)
4 共 済 費	31	期末手当	(81)
		勤勉手当	(72)
		共済組合負担金	(31)

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,206	51	25,025	4,291	29,316	
	議 員	18	83,988		27,769		111,757	22,314	134,071	
	その他	1,556	88,179	7,080	2,341	3,361	100,961	3,178	104,139	
	計	1,576	172,167	25,848	36,316	3,412	237,743	29,783	267,526	
補正額	長 等									
	議 員		2		98		100		100	
	その他					2	2		2	
	計		2		98	2	102		102	
計	長 等	2		18,768	6,206	51	25,025	4,291	29,316	
	議 員	18	83,990		27,867		111,857	22,314	134,171	
	その他	1,556	88,179	7,080	2,341	3,363	100,963	3,178	104,141	
	計	1,576	172,169	25,848	36,414	3,414	237,845	29,783	267,628	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	355 ( 272 )	456,383	1,402,368	987,171	2,845,922	564,212	3,410,134	
補正額	( 2 )	7,328	34,752	16,693	58,773	5,834	64,607	
計	355 ( 274 )	463,711	1,437,120	1,003,864	2,904,695	570,046	3,474,741	

( ) 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	45,540	1,072	26,407	20,853	360	2,774	88,104	223
	補正額	△ 641	36	384	8		△ 33		
	計	44,899	1,108	26,791	20,861	360	2,741	88,104	223
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	2,301	236	19,620	403,591	331,704	37,190	7,196	
	補正額	60			10,211	7,133	△ 465		
	計	2,361	236	19,620	413,802	338,837	36,725	7,196	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	8,694,356	9,268,342	(1,353,800) 1,071,400	△ 900	(1,353,800) 1,070,500
(1) 土木	2,917,911	2,917,004	(188,900) 449,600		(188,900) 449,600
(2) 教育	3,619,274	3,513,596	(616,100) 300,100	31,400	(616,100) 331,500
(3) 公営住宅	800,266	716,043	33,700	△ 32,300	1,400
(4) 社会及び労働	52,550	90,075	18,700		18,700
(5) 保健衛生	511,100	467,742	9,100		9,100
(6) その他	793,255	1,563,882	(548,800) 260,200		(548,800) 260,200
2. 災害復旧費	85,960	77,792			
(1) 土木	78,152	71,262			
(2) 農林水産	6,883	5,767			
(3) その他	925	763			
3. 減税補填債	15,282	6,715			
4. 臨時財政対策債	6,567,193	5,859,465			
5. 減収補填債	53,800	50,635			
合 計	15,416,591	15,262,949	(1,353,800) 1,071,400	△ 900	(1,353,800) 1,070,500

(注) ( )書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(1,353,800)		(1,353,800)
866,735		866,735	9,473,007	△ 900	9,472,107
			(188,900)		(188,900)
217,837		217,837	3,148,767		3,148,767
			(616,100)		(616,100)
281,330		281,330	3,532,366	31,400	3,563,766
114,170		114,170	635,573	△ 32,300	603,273
1,445		1,445	107,330		107,330
44,020		44,020	432,822		432,822
			(548,800)		(548,800)
207,933		207,933	1,616,149		1,616,149
11,756		11,756	66,036		66,036
10,202		10,202	61,060		61,060
1,417		1,417	4,350		4,350
137		137	626		626
5,523		5,523	1,192		1,192
704,894		704,894	5,154,571		5,154,571
3,165		3,165	47,470		47,470
			(1,353,800)		(1,353,800)
1,592,073		1,592,073	14,742,276	△ 900	14,741,376



令和 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第 3 号）

令和 7 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 9 , 4 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 1 2 2 , 2 2 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		5,429,191	217,000	5,646,191
	1 県補助金	5,429,191	217,000	5,646,191
6 繰入金		701,949	2,182	704,131
	1 他会計繰入金	595,754	2,182	597,936
7 繰越金		5,628	222	5,850
	1 繰越金	5,628	222	5,850
歳入合計		6,902,819	219,404	7,122,223

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		149,382	2,182	151,564
	1 総務管理費	133,946	2,182	136,128
2 保険給付費		5,298,955	217,000	5,515,955
	1 療養諸費	4,460,769	177,000	4,637,769
	2 高額療養費	810,745	40,000	850,745
6 保健事業費		79,339	216	79,555
	2 保健事業費	42,956	216	43,172
7 基金積立金		1	6	7
	1 基金積立金	1	6	7
歳 出 合 計		6,902,819	219,404	7,122,223

## 第 2 表 債務負担行為補正

### 1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
レセプト点検委託料	令和 8 年度	3,752
柔道整復調査委託料	令和 8 年度	737
訪問指導委託料	令和 8 年度	1,902









2 歳 入

(款) 4 県支出金  
(項) 1 県補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	5,429,191	217,000	5,646,191
1	県補助金	5,429,191	217,000	5,646,191
1	1 保険給付費等交付金	5,429,191	217,000	5,646,191
6	繰入金	701,949	2,182	704,131
1	他会計繰入金	595,754	2,182	597,936
1	1 一般会計繰入金	595,754	2,182	597,936
7	繰越金	5,628	222	5,850
1	繰越金	5,628	222	5,850
2	2 その他の繰越金	5,628	222	5,850

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	217,000	1 普通交付金
5 事務費繰入金	2,182	1 事務費繰入金
1 その他の繰越金	222	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	149,382	2,182	151,564		2,182
1 総務管理費	133,946	2,182	136,128		2,182
1 一般管理費	132,141	2,182	134,323		2,182

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	347	1 一般管理費	382	
		非常勤職員報酬	(281)	
2 給料	841	期末手当	(54)	
		勤勉手当	(47)	
3 職員手当等	816	2 国保会計・人件費（産休・育休代替職員任用）	80	
		非常勤職員報酬	(66)	
4 共済費	178	期末手当	(7)	
		勤勉手当	(7)	
		3 国保会計・人件費	1,720	
		一般職給	(841)	
		扶養手当	(△6)	
		通勤手当	(5)	
		期末手当	(360)	
		勤勉手当	(342)	
		共済組合負担金	(178)	

(款) 2 保険給付費  
(項) 1 療養諸費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	保険給付費	5,298,955	217,000	5,515,955	217,000	
	1 療養諸費	4,460,769	177,000	4,637,769	177,000	
	1 一般被保険者療養給付費	4,423,619	163,500	4,587,119	県支出金 163,500	
	3 一般被保険者療養費	25,161	13,500	38,661	県支出金 13,500	

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	163,500	1 一般被保険者療養給付費 各種負担金 一般療養給付費	163,500 (163,500) (163,500)
18 負担金、補助及び交付金	13,500	1 一般被保険者療養費 各種負担金 一般療養費	13,500 (13,500) (13,500)

(款) 2 保険給付費  
 (項) 2 高額療養費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	高額療養費	810,745	40,000	850,745	40,000	
1	一般被保険者高額療養費	809,745	40,000	849,745	県支出金 40,000	

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	40,000	1 一般被保険者高額療養費 各種負担金 一般高額療養費	40,000 (40,000) (40,000)

(款) 6 保健事業費  
 (項) 2 保健事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 保健事業費	79,339	216	79,555		216
2 保健事業費	42,956	216	43,172		216
1 保健衛生普 及費	42,956	216	43,172		216

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	91	1 国保ヘルスアップ事業費	216
		非常勤職員報酬	(91)
3 職員手当等	88	期末手当	(45)
		勤勉手当	(43)
8 旅 費	37	費用弁償	(37)

(款) 7 基金積立金  
 (項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 基金積立金	1	6	7		6
1 基金積立金	1	6	7		6
1 国保財政調整基金積立金	1	6	7		6

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	6	1 国民健康保険財政調整基金積立金 積立金 財政調整基金積立金	6 (6) (6)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	13 ( 8 )	20,401	41,464	33,465	95,330	18,899	114,229	
補正額	( )	438	841	904	2,183	178	2,361	
計	13 ( 8 )	20,839	42,305	34,369	97,513	19,077	116,590	

( ) 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	882		984	339		150	5,287	
	補正額	△ 6			5				
	計	876		984	344		150	5,287	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				13,852	11,011	960		
	補正額				466	439			
	計				14,318	11,450	960		

令和7年度荒尾市介護保険特別会計補正  
予算（第3号）

令和7年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,954,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,459,839	1,389	1,461,228
	2 国庫補助金	461,999	1,389	463,388
6 県支出金		804,089	468	804,557
	3 県補助金	44,140	468	44,608
9 繰入金		1,137,685	3,566	1,141,251
	1 一般会計繰入金	925,717	3,566	929,283
10 繰越金		48,274	568	48,842
	1 繰越金	48,274	568	48,842
歳入合計		5,908,776	5,991	5,914,767

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		203,773	5,630	209,403
	1 総務管理費	116,318	4,383	120,701
	3 介護認定審査会費	81,596	1,247	82,843
5 地域支援事業費		224,721	361	225,082
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	72,011	361	72,372
歳 出	合 計	5,908,776	5,991	5,914,767







2 歳 入

(款) 4 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	国庫支出金	1,459,839	1,389	1,461,228
2	国庫補助金	461,999	1,389	463,388
7	介護保険事業費補助金	0	451	451
10	地域支援事業交付金（総合以外）	51,303	938	52,241
6	県支出金	804,089	468	804,557
3	県補助金	44,140	468	44,608
6	地域支援事業交付金（総合以外）	25,652	468	26,120
9	繰入金	1,137,685	3,566	1,141,251
1	一般会計繰入金	925,717	3,566	929,283
2	その他一般会計繰入金	142,627	3,098	145,725
7	地域支援事業繰入金（総合以外）	25,652	468	26,120
10	繰越金	48,274	568	48,842
1	繰越金	48,274	568	48,842
1	繰越金	48,274	568	48,842

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 介護保険事業費補助金	451	1 システム改修補助金	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	938	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	468	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 職員給与費等繰入金	1,400	1 職員給与費等繰入金	
2 事務費繰入金	1,698	1 事務費繰入金（現年度分）	
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	468	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	
1 繰越金	568	1 繰越金	

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	203,773	5,630	209,403	5,147	483
1 総務管理費	116,318	4,383	120,701	3,900	483
1 一般管理費	116,070	4,383	120,453	国庫補助金 1,251 県支出金 399 その他 2,250	483

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	1,873	1 一般管理費	902
		その他委託料	(902)
3 職員手当等	956	介護保険制度改正システム改修委託料	(902)
		2 介護保険特別会計（人件費）	1,400
4 共 済 費	652	一般職給	(649)
		通勤手当	(△5)
12 委 託 料	902	期末手当	(203)
		勤勉手当	(123)
		共済組合負担金	(403)
		健康労働保険料	(27)
		3 地域包括支援センター（人件費）	1,527
		一般職給	(882)
		住居手当	(3)
		通勤手当	(10)
		期末手当	(239)
		勤勉手当	(206)
		共済組合負担金	(187)
		4 地域包括支援センター（任期付職員人件費）	554
		一般職給	(342)
		期末手当	(96)
		勤勉手当	(81)
		共済組合負担金	(35)

(款) 1 総務費  
 (項) 3 介護認定審査会費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	介護認定審査会費	81,596	1,247	82,843	1,247	
	2 認定調査等費	55,332	1,247	56,579	その他 1,247	

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,052	1 認定調査等費 1,247
3 職員手当等	195	非常勤職員報酬 (1,052)
		期末手当 (106)
		勤勉手当 (89)

(款) 5 地域支援事業費  
 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 地域支援事業費	224,721	361	225,082	276	85
2 包括的支援事業・任意事業費	72,011	361	72,372	276	85
2 総合相談事業費	6,461	204	6,665	国庫補助金 78 県支出金 39 その他 39	48
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	3,194	157	3,351	国庫補助金 60 県支出金 30 その他 30	37

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	140	1 総合相談事業	204
3 職員手当等	64	非常勤職員報酬	(140)
		期末手当	(34)
		勤勉手当	(30)
1 報 酬	108	1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	157
3 職員手当等	49	非常勤職員報酬	(108)
		期末手当	(26)
		勤勉手当	(23)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	17 ( 28 )	58,375	60,255	56,350	174,980	33,991	208,971	
補正額	( )	1,300	1,873	1,264	4,437	625	5,062	
計	17 ( 28 )	59,675	62,128	57,614	179,417	34,616	214,033	

( ) 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	2,184		1,133	1,058			3,946	
	補正額			3	5				
	計	2,184		1,136	1,063			3,946	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				25,127	20,602	2,300		
	補正額				704	552			
	計				25,831	21,154	2,300		

令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 3 号）

令和 7 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 6 9, 0 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		329,457	1,136	330,593
	1 一般会計繰入金	329,457	1,136	330,593
6 諸収入		8,863	231	9,094
	5 雑 入	7,663	231	7,894
歳 入 合 計		1,067,680	1,367	1,069,047

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		56,815	1,367	58,182
	1 総務管理費	53,265	1,367	54,632
歳出合計		1,067,680	1,367	1,069,047



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	56,815	1,367	58,182
歳出合計	1,067,680	1,367	1,069,047



2 歳 入

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	329,457	1,136	330,593
1	一般会計繰入金	329,457	1,136	330,593
1	1 事務費繰入金	50,032	1,136	51,168
6	諸収入	8,863	231	9,094
5	雑収入	7,663	231	7,894
3	3 雑収入	7,663	231	7,894

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	1,136	1 事務費繰入金
1 雑入	231	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	56,815	1,367	58,182	1,367	
1 総務管理費	53,265	1,367	54,632	1,367	
1 一般管理費	53,265	1,367	54,632	その他 1,367	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	281	1 一般管理費（会計年度任用職員任用）	385	
		非常勤職員報酬	(281)	
2 給料	640	期末手当	(54)	
		勤勉手当	(48)	
3 職員手当等	218	費用弁償	(2)	
		2 一般管理費（後期会計・人件費）	982	
4 共済費	226	一般職給	(640)	
		期末手当	(188)	
8 旅費	2	勤勉手当	(△72)	
		共済組合負担金	(226)	

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ( 2 )	4,669	19,732	13,150	37,551	7,629	45,180	
補正額	( )	281	640	218	1,139	226	1,365	
計	5 ( 2 )	4,950	20,372	13,368	38,690	7,855	46,545	

( ) 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	648		264	96	360		1,309	
	補正額								
	計	648		264	96	360		1,309	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				5,493	4,500	480		
	補正額				242	△ 24			
計				5,735	4,476	480			

令和 7 年度荒尾市南新地土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 888 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,938,623 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		255,211	888	256,099
	1 他会計繰入金	255,211	888	256,099
歳入	合計	1,937,735	888	1,938,623

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		107,852	888	108,740
	1 総務管理費	107,852	888	108,740
歳 出	合 計	1,937,735	888	1,938,623



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	107,852	888	108,740
歳出合計	1,937,735	888	1,938,623



2 歳 入

(款) 5 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	255,211	888	256,099
1	他会計繰入金	255,211	888	256,099
1	一般会計繰入金	255,211	888	256,099

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	888	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	107,852	888	108,740		888
1 総務管理費	107,852	888	108,740		888
1 一般管理費	107,852	888	108,740		888

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	505	1 南新地特別会計・人件費	888
		一般職給	(505)
3 職員手当等	283	通勤手当	(10)
		期末手当	(146)
4 共 済 費	100	勤勉手当	(127)
		共済組合負担金	(100)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	4 ( )		15,088	9,576	24,664	5,024	29,688	
補正額	( )		505	283	788	100	888	
計	4 ( )		15,593	9,859	25,452	5,124	30,576	

( ) 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	906		552	264			720	
	補正額				10				
	計	906		552	274			720	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				3,507	2,787	840		
	補正額				146	127			
	計				3,653	2,914	840		

令和 7 年度荒尾市下水道事業会計補正予算  
(第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度荒尾市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,353,268 千円	2,288 千円	1,355,556 千円
第 1 項 営業費用	1,244,419 千円	2,288 千円	1,246,707 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「3 5 2, 2 1 7 千円」を「3 5 2, 7 9 4 千円」に、「3 2 2, 9 1 4 千円」を「3 2 3, 4 9 1 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,684,478 千円	577 千円	1,685,055 千円
第 1 項 建設改良費	1,208,273 千円	577 千円	1,208,850 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	101,178 千円	2,865 千円	104,043 千円

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和7年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,353,268	2,288	1,355,556	
	1 営業費用		1,244,419	2,288	1,246,707	
		1 管渠費	71,860	1,540	73,400	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費
		3 処理場費	387,242	748	387,990	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費

資本の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出			1,684,478	577	1,685,055	
	1 建設改良費		1,208,273	577	1,208,850	
		1 施設建設費	1,208,273	577	1,208,850	給料 手当 法定福利費

# 令和7年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当年度純利益	△ 39,536
減価償却費	624,371
固定資産除却費	13,500
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 90
引当金の増減額	8,821
長期前受金戻入額	△ 288,271
受取利息及び受取配当金	△ 20
支払利息	86,798
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	18,352
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 69,732
未払金の増減額(△は減少)	△ 55,443
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	298,750
利息及び配当金の受取額	20
利息の支払額	△ 86,798
業務活動によるキャッシュ・フロー	211,972
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,072,916
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	506,500
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	216,968
寄附金による収入	0
負担金による収入	43,592
国庫補助金等の返還による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 305,854
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	565,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 476,205
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	88,995
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 4,887
資金期首残高	342,647
資金期末残高	337,760

## 給 与 費 明 細 書

総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定 福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額	1	( ) 11	120	49,297	29,772	79,189	14,869	7,120	101,178
補正額		( )		948	945	1,893	915	57	2,865
計	1	( ) 11	120	50,245	30,717	81,082	15,784	7,177	104,043

( ) 内は、短時間勤務職員で外数

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当
	補正前の額	1,848		1,212	791		2,200	
	補正額	345			43			
	計	2,193		1,212	834		2,200	
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	
	補正前の額		516	8,672	5,873	1,460	7,200	
	補正額			158	129	270		
	計		516	8,830	6,002	1,730	7,200	

令和7年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		489,801	
	ロ 建物	795,174		
	減価償却累計額	<u>△ 334,637</u>	460,537	
	ハ 構築物	15,337,331		
	減価償却累計額	<u>△ 5,447,019</u>	9,890,312	
	ニ 機械及び装置	3,203,992		
	減価償却累計額	<u>△ 1,561,836</u>	1,642,156	
	ホ 車両及び運搬具	3,322		
	減価償却累計額	<u>△ 980</u>	2,342	
	ヘ 工具器具及び備品	7,062		
	減価償却累計額	<u>△ 1,709</u>	5,353	
	ト リース資産	0		
	減価償却累計額	<u>0</u>	0	
	チ 建設仮勘定		<u>1,517,110</u>	
	有形固定資産合計			14,007,611
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		<u>1,672</u>	
	無形固定資産合計			<u>1,672</u>
	固定資産合計			14,009,283
2	流動資産			
(1)	現金預金			337,760
(2)	未収金		418,865	
	未収金貸倒引当金	<u>△ 4,379</u>		414,486
(3)	受取手形		0	
	受取手形貸倒引当金		0	
	短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>		0
(4)	未収収益		0	
	未収収益貸倒引当金	<u>0</u>		0
(5)	その他流動資産			0
	流動資産合計			<u>752,246</u>
	資産合計			<u><u>14,761,529</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,405,783	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	94,663		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	94,663	
固定負債合計			5,500,446
4 流動負債			
(1) 一時借入金		41,000	
(2) 企業債		447,020	
(3) 他会計借入金		0	
(4) 短期リース債務		0	
(5) 未払金		152,091	
(6) 前受収益		0	
(7) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	6,362		
ハ 法定福利引当金	815		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	7,177	
(8) 預り金		781	
(9) その他流動負債		0	
流動負債合計			648,069
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		9,925,070	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,457,557	
繰延収益合計			6,467,513
負債合計			<u>12,616,028</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	1,158,406	1,807,726	
資本金合計			1,807,726
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,045		
ロ 国県補助金	137,166		
ハ 他会計補助金	2,911		
資本剰余金合計		183,122	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 建設改良積立金	0		
ハ 当年度未処分利益剰余金	154,653		
利益剰余金合計		154,653	
剰余金合計			337,775
資本合計			<u>2,145,501</u>
負債資本合計			<u>14,761,529</u>



令和 7 年度荒尾市病院事業会計補正予算  
(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度荒尾市病院事業会計予算 (以下「予算」という。)

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	9,133,476 千円	156,026 千円	9,289,502 千円
第 1 項 医業収益	8,621,338 千円	135,750 千円	8,757,088 千円
第 2 項 医業外収益	499,480 千円	20,276 千円	519,756 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	10,315,571 千円	175,220 千円	10,490,791 千円
第 1 項 医業費用	10,038,071 千円	175,220 千円	10,213,291 千円

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
放射線治療装置 (リニアック) の更新	令和 8 年度～令和 9 年度	600,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	5,188,859 千円	10,960 千円	5,199,819 千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第10条中「2,340,315千円」を「2,497,115千円」に改める。

(重要な資産の取得)

第6条 予算第11条に定めた重要な資産の取得に次の項目を追加する。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療機器	医療用画像管理システム(PACS)の更新	1

令和7年11月27日提出

荒尾市長 浅田敏彦

## 令和7年度荒尾市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

### 収益的収入及び支出

#### 収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業収益			9,133,476	156,026	9,289,502		
	1 医業収益		8,621,338	135,750	8,757,088		
		1 入院収益		5,707,870	125,470	5,833,340	関節機能再建センター新設に伴う手術の増加
		2 外来収益		2,340,941	10,280	2,351,221	在宅酸素利用者の増加
	2 医業外収益		499,480	20,276	519,756		
		2 他会計補助金		61,490	9,316	70,806	熊本県医療機関等物価高騰対策支援金
		3 補助金		21,369	10,960	32,329	熊本県生産性向上・職場環境整備等補助金

#### 支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業費用			10,315,571	175,220	10,490,791		
	1 医業費用		10,038,071	175,220	10,213,291		
		1 給与費		5,188,859	10,960	5,199,819	補助金を活用した給与改定等に伴う増額
		2 材料費		2,340,315	156,800	2,497,115	関節機能再建センターにおける手術の増加による診療材料費の増加
	3 経費		1,583,897	7,460	1,591,357	在宅酸素利用者の増加に伴う装置賃借料の増加	

# 令和7年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

## 1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△ 1,201,289
減価償却費	870,000
長期前払消費税勘定償却	0
資産減耗費	20,000
職員確保経費	0
貸倒引当金の増減額	29,998
退職給付引当金の増減額	47,033
賞与引当金の増減額	△ 33,057
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 51,000
未収金の増減額	102,642
未払金の増減額	32,749
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 35,262
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 40
支払利息及び企業債取扱諸費	176,500
小計	△ 41,726
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 176,500
計	△ 218,186

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 391,001
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 30,000
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	28,730
資本費繰入収益	35,262
計	△ 351,617

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	800,000
一時借入金の返済による支出	△ 200,000
企業債借入れによる収入	389,000
企業債償還による支出	△ 567,828
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	0
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	421,172

当期資金増減額	△ 148,631
期首資金残高	552,883
期末資金残高	404,252

## 給 与 費 明 細 書

総括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)		給 与 費				法定福利費	賞与 引当金	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正前の額	1	(140) 485	248,000	2,211,700	1,857,030	4,316,730	636,129	236,000	5,188,859
補正額		( )		7,948	1,582	9,530	1,430		10,960
計	1	(140) 485	248,000	2,219,648	1,858,612	4,326,260	637,559	236,000	5,199,819

( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

(単位:千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
	補正前の額	38,634	53,557	37,604	29,230	415,014	330,349	23,918
	補正額		192				1,186	86
	計	38,634	53,749	37,604	29,230	415,014	331,535	24,004
	区 分	夜間勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費
	補正前の額	32,748	749	13,626	331,332	258,969	41,300	250,000
	補正額	118						
	計	32,866	749	13,626	331,332	258,969	41,300	250,000

# 令和7年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和8年 3月31日)

(単位:千円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地		918,462
	ロ 建物	10,778,313	
	減価償却累計額	<u>△ 1,500,835</u>	9,277,478
	ハ 構築物	790,134	
	減価償却累計額	<u>△ 75,017</u>	715,117
	ニ 器械備品	4,157,652	
	減価償却累計額	<u>△ 2,198,014</u>	1,959,638
	ホ 車両	13,643	
	減価償却累計額	<u>△ 11,068</u>	2,575
	ヘ 放射線同意元素	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	ト 建設仮勘定		0
	チ その他有形固定資産	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	リ 樹木		<u>0</u>
	有形固定資産合計		12,873,270
(2)	無形固定資産		
	イ 施設利用権		73
	ロ 電話加入権		<u>2,037</u>
	無形固定資産合計		2,110
(3)	投資		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 長期貸付金		273,848
	ハ 貸倒引当金(長期貸付)		<u>△ 273,848</u>
	ニ 長期前払消費税		<u>0</u>
	投資合計		<u>0</u>
	固定資産合計		12,875,380
2	流動資産		
(1)	現金預金		404,252
(2)	未収金		1,195,523
(3)	貸倒引当金(未収)		<u>△ 12,589</u>
(4)	有価証券		0
(5)	貯蔵品		59,058
(6)	短期貸付金		0
(7)	貸倒引当金(短期貸付)		0
(8)	前払費用		0
(9)	前払金		0
(10)	その他流動資産		<u>0</u>
	流動資産合計		<u>1,646,244</u>
	資産合計		<u><u>14,521,624</u></u>

## 負 債 の 部

<b>3 固定負債</b>			
(1) 企業債			
イ 建設に要する企業債	13,071,612		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		13,071,612	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,391,471		
ロ 特別修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		1,391,471	
(4) その他固定負債		<u>0</u>	
固定負債合計			14,463,083
<b>4 流動負債</b>			
(1) 一時借入金		600,000	
(2) 企業債			
イ 建設に要する企業債	619,276		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		619,276	
(3) 他会計借入金		0	
(4) 未払金		728,771	
(5) 未払費用		0	
(6) 前受金		0	
(7) 引当金			
イ 賞与引当金	338,483		
ロ 法定福利費引当金	59,064		
ハ 修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		397,547	
(8) その他流動負債		<u>32,522</u>	
流動負債合計			2,378,116
<b>5 繰延収益</b>			
(1) 長期前受金		546,115	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 280,497</u>	
繰延収益合計			265,618
負債合計			<u><u>17,106,817</u></u>

## 資 本 の 部

<b>6 資本金</b>			
(1) 固有資本金		186,451	
(2) 再評価組入資本金		0	
(3) 繰入資本金		1,225,455	
(4) 組入資本金		<u>6,000</u>	
資本金合計			1,417,906
<b>7 剰余金</b>			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	36,251		
ロ 寄附金	0		
ハ その他資本剰余金	<u>7,019</u>		
資本剰余金合計		43,270	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ その他積立金	0		
ニ 建設改良積立金	0		
ホ その他未処分利益剰余金	0		
ヘ 当年度未処理欠損金	<u>4,046,369</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 4,046,369</u>	
剰余金合計			△ 4,003,099
資本合計			△ 2,585,193
負債資本合計			<u><u>14,521,624</u></u>